多子世帯等における保育料負担軽減に関する調書【個人申請用】

(令和4年9月から令和5年3月分)

令和 年 月 日現在

1 保育料の負担軽減の対象となる児童

	世代がシカ家となる。
ふりがな氏名	生年月日 平成 令和 年 月 日
入所施設名	
入所期間	平成平成令和年月日おまで
年間保育料 (基本保育料)	月額 円 × 月 = 円 ※月額が定額でない場合は合計額のみの記載とし、月ごとの内訳書を添付すること。
給 食 費	月額 円 × 月 = 円 … ① ※基本保育料に給食費が含まれる場合のみ記載すること。第2子の場合は記載不要。 なお、実負担額の算出が困難であるときは、月額2,000円とみなして算出すること。

2 兄弟姉妹の状況(※すべての兄弟姉妹について記入すること。)

ふりがな 氏 名	入所児童 との続柄		生年	月日		入所施設名 ※2
		平成 令和				
		令和	年	月	日	
		平成 令和				
		令和	年	月	日	
		平成 令和			•	
		令和	年	月	目	

- ※1 届出保育施設等、認可保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部、情緒障害児短期治療施設通所部、児童センター、小・中・高等学校等各種学校について記入すること。
- ※2 兄弟姉妹が同一の施設以外に入所している場合は、兄弟姉妹の在園証明を添付すること。ただし、認可保育所、認定こども園、児童センターに入所している場合は添付不要。
- ※3 18歳以上の兄弟姉妹については、保護者が扶養していることがわかる証明書類(健康保険証の被扶養者 証の写し等)について添付すること。

3 入所児童の区分及び保育料負担軽減の額

区分	}		負担軽減(補助金)の額	
第	子	月額	円 ※ × 月 =	円 … <u>②</u>

- ※ 第2子のときは基本保育料の1/2(上限12,000円)、第3子のときは基本保育料の全額(上限40,000円)。 なお、月額が定額でない場合は合計額のみの記載とし、月ごとの内訳書を添付すること。
- ※ 1,000円未満の端数については合計額から切り捨てるものとする。

(3)	負担軽減	(補助金)	合計	=	2 - 6	D	=	円

【申請者確認欄(レ点チェックしてください)】

□上記調書に記載した事業について、令和4年度東根市届出保育施設等すこやか保育事業費補助 金以外の補助金を受けていない、又は受ける予定はありません。

上記の内容について、相違ないことを証明します。

入	住	所	
所施	施設	名	
施設	 代表者日	〔 名	印

(様式の例) 基本保育料(及び負担軽減の額)が定額でない場合の月ごとの内訳書

9月 30,000円 10月 25,000円 11月 27,000円 ・ ・ というように、月ごとに基本保育料が変動する場合に提出してください。

基本保育料及び負担軽減の額(月ごと内訳)

ᄀᄗᄆᆇᄼ	
入所児童名	•
<u> </u>	•

年月	基本保育料(円)	負担軽減(補助金)の額 (円)
令和4年9月		
10 月		
11 月		
12 月		
令和5年1月		
2月		
3月		
合計		

※負担軽減の額は、次のとおり。(1,000円未満の端数については合計額から切り捨てる。)

第2子: 基本保育料の 1/2 (上限 12,000 円) 第3子以降: 基本保育料の全額 (上限 40,000 円)